

○第154回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和2年9月4日（金）9：58～11：53

議事概要：

（1）動物用医薬品（ピランテル）の食品健康影響評価について

審議の結果、ピランテルについては、モランテルとのグループ ADI として 0.012mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*ピランテルは、テトラヒドロピリミジン系の駆虫薬で、国内では馬の寄生虫駆除に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。モランテルは、ピランテルに類似した物質で、国内では豚に対して、動物用医薬品及び飼料添加物として利用可能であり、食品安全委員会による評価を踏まえて、残留基準が設定されています。

（2）動物用医薬品（バージニアマイシン）の食品健康影響評価について

審議の結果、「1日当たりの本成分の推定摂取量は、ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*ストレプトグラミン系抗生物質で、日本国内では動物用医薬品として承認されていません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）動物用医薬品・飼料添加物（デコキネート）の食品健康影響評価について

審議の結果、「1日当たりの本成分の推定摂取量は、ADI の値を超えないことから、評価の考え方^注の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*合成抗菌剤及び寄生虫駆除剤で、日本国内では動物用医薬品として承認されていません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料2）